

陸上自衛隊達第24-15号

隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第10条の規定を実施するため、陸上自衛隊高等工科大学の生徒の服務に関する達を次のように定める。

平成22年3月30日

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

陸上自衛隊高等工科大学の生徒の服務に関する達

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊高等工科大学生徒（以下「生徒」という。）の服務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（生徒の心構え）

第2条 生徒は、将来陸曹として国防に任ずる崇高な使命を自覚し、常に高等工科大学生徒としての誇りを持ち、その本分とする学業に励み、自主自律的な学生生活を送るよう心掛けるとともに、良い伝統の育成に努めるものとする。

2 生徒は、相互に温かい情義と堅い信頼を寄せ、融和団結を図るものとし、上級生においては、下級生に親愛の情をもって接し、率先垂範を旨とするものとする。

（呼称）

第3条 生徒を呼称するには、通常その者の姓の後に「生徒」をつけて呼称するのを例とする。

（外出）

第4条 生徒は、陸上自衛隊高等工科大学長（以下「校長」という。）の許可を得て外出することができる。

2 生徒は、外出する場合には、特に生徒としての品位を保持しなければならない。

（停学者の定位等）

第5条 停学処分中の生徒（以下「停学者」という。）は、停学処分の趣旨を体し不謹慎にわたることのないよう自粛しなければならない。

2 営内に居住する停学者の定位は、平常の勤務時間に相当する時間中は隊舎内の校長が指定する謹慎自戒に適する室とし、その他の時間は停学者の居室とする。

（その他の服務）

第6条 生徒の服務は、この達に定めるもののほか、自衛官の例によるものとする。

（委任）

第7条 この達の実施に関し必要な事項は、校長の定めるところによる。

附 則

この達は、平成22年4月1日から施行する。